

平成 28 年度 第 2 回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成 29 年 2 月 16 日（木） 15：50～16：45

場 所：富山市役所東館 8 階 大会議室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、野 尻 昭 一 委員、塚 田 彰 委員、  
堀 惠 一 委員、服 部 隆 則 委員、荻 布 知 寿 子 委員、  
竹 邦 子 委員、野 口 雅 司 委員、光 江 泰 子 委員、  
吉 山 泉 委員、富 田 光 國 委員、藤 堂 貞 昭 委員、  
山 方 功 委員、引 網 純 一 委員、金 子 かつよ 委員

欠席者：井 波 博 典 委員、森 本 滋 委員、山 村 敏 博 委員、  
澤 田 和 秀 委員、大 井 きよみ 委員

事務局：橋本 福祉保健部長、中村 福祉保健部次長、  
中島 障害福祉課長、桜井 障害福祉課課長代理、豊岡 障害福祉課副主幹  
遊道 障害福祉課副主幹、石黒 障害福祉課医療係長、  
恒川 障害福祉課企画係長、寺井 障害福祉課主査、野嶋 障害福祉課主査、  
唐木 障害福祉課主査

市委託相談支援事業所：

和敬会生活支援センター、セーナー苑 We ネット、自立生活支援センター富山、  
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室、あすなろセンター、富山市恵光学園、  
フィールドラベンダー

傍聴者：3 人

議 題：

- 1 第 4 期富山市障害福祉計画の進捗状況
  - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - (2) 福祉施設から一般就労への移行等
  - (3) 第 4 期富山市障害福祉計画の見込量と実績
- 2 就労継続支援 A 型について
  - (1) 基準省令の改正について（対象：就労継続支援 A 型）
  - (2) 就労継続支援 A 型における適正なサービス提供の推進について

（会議資料）

- 1 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
- 2 座席表

議事概要：

- 1、開会
- 2、議事

委員の発言要旨：

(会 長)

平成28年4月に差別解消法がスタートした。相模原事件は、ノーマライゼーションの考え方やつながり、きずなというものが見なおされている中での事件であり、大変ショックを受けた。また、社会的にも自分ファーストというような深層心理が表面に出てきたというような大変厳しい状況になってきており、試練や課題に直面している時期ではないかと思う。

本日は2つの議題があるので、時間は限られているが皆さんと進めていきたいと思うのでよろしくをお願いします。

#### 第4期富山市障害福祉計画の進捗状況

##### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

(事務局)

資料1～4Pに基づき説明

[意 見]

(地域生活支援ワーキングメンバー)

- ・精神障害者の地域移行を検討する班と、身体・知的障害者の地域移行を検討する班の2班で、障害者の地域移行について検討している。
- ・身体・知的障害者の地域移行検討班では、現在施設に入所中の方のうち支援区分2～4の方々について、項目を決め、個別に詳しく調査をしていく予定。調査から、地域移行に向けて、どのような課題があるのかを検討し、今後の取り組みに繋げて行きたいと思っている。
- ・地域移行については精神障害も含め、地域移行支援の支給決定を受けると、より効果的に進む場合があるので、病院職員や利用者への周知できるよう取り組んでいきたい。
- ・高齢障害者の地域移行が課題になってきており、退院後、退所後の地域生活については障害福祉サービスだけでなく介護サービスの利用なども考えて支援していかなければいけない。

(委 員)

当施設では、施設の高齢入所者の地域移行が課題となっている。入所者の支援区分は、大概の方は区分4となっている。

(会 長)

施設入所者の支援区分が意外に2や3の方がおられるということだった。支援区分の高い低いだけではなく、それぞれ入所の必要を判断していると思うが、地域移行についてはこれから取り組んでいかなければいけない課題である。

##### (2) 福祉施設から一般就労への移行等について

(事務局)

資料5～6Pに基づき説明

[意見]

(就労支援ワーキングメンバー)

- ・福祉就労施設の中では様々な課題が上がってきており、就労ワーキングでは、就労継続支援 A 型、B 型の事業所に向けて、支援に返していただけるようなアンケートを行う準備を進めている。
- ・一般就労につなぐ道として、今ある支援を活用していただきたい。事業者研修会で障害者に関わる方にハローワークへのつながり方や就労・生活支援センターの利用の仕方、支援内容について周知していくことを検討している。

(委員)

一般企業では、障害者を雇用することが義務付けられているが、企業では障害者を雇用したくても情報が企業に伝わっていない。

(事務局)

- ・障害者就業・生活支援センターが障害者と企業を結びつける作業をしている。しかし、マッチングするシステムは整っているようで整っていないというのが現状である。
- ・障害者の就労支援のサービスを利用している方が約 1,300 人、その方々の特性にあったニーズで企業とマッチングすることは、これからの課題である。

(委員)

難病の方の就労支援についても大きな課題。現在、難病相談支援センターでは、難病に特化した就労サポーターが、ハローワークから月 1 回来ており、本人の要望を聞き、できそうな仕事を紹介している。就労サポーターがいることにより、就労によりスムーズにつながるようになってきた。一人ひとりの身体に応じたニーズに合った支援をすることが必要である。

(委員)

当施設ではいくつかグループホームを持っているが、高齢者が多く、グループホームから一般就労されている方の割合は非常に少ない。

(会長)

今は有効求人倍率が高くなってきており、ある意味チャンスである。障害者と企業のつながりをもっとつなげていくことが大切である。

(3) 第 4 期富山市障害福祉計画の見込量と実績について

(事務局)

資料 7～10P に基づき説明

[質疑応答]

(会長)

こども発達支援室ができることにより、富山市障害福祉計画の実績が今後どのように伸びていくのか。

(事務局)

児童発達支援の利用者、利用延日数が増加することになる。できるだけ交通のアクセスが良く、明るいイメージで、乳幼児期からの発達支援と気軽に相談できる体制をと考えている。

就労継続支援 A 型について

- (1) 基準省令の改正について（対象：就労継続支援 A 型）
- (2) 就労継続支援 A 型における適正なサービス提供の推進について

(事務局)

資料 11～14P に基づき説明

[質疑応答]

(委員)

基準省令の改正については、資料にあるように、事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となっているか、利用者への賃金を自立支援給付から支払っていないかについて調査をするのか。

(事務局)

- ・ A 型事業所の収支については、毎年県で調査しているが、そこまでのことを調査するということではない。
- ・ 就労継続支援 A 型については、雇用契約を結んで最低賃金を確保するという中で、賃金に見合わない就労内容である場合等に自立支援給付費が充てられているという実態があった。基準省令の改正に伴い、自立支援給付費を賃金に充てないという条例を定めるというもの。
- ・ 時期については、平成 29 年 4 月 1 日施行になるので、スタートした時から事業所の取り組みを始めていただくという事になっていく。実際どのように運用していくかについては、色んな状況を勘案して考えていかなければいけない。

(委員)

就労継続支援 A 型の暫定支給決定の適用時期について、「平成 29 年度の早い時期」となっているが、具体的にはいつ頃か。

(事務局)

国の特定就職困難者雇用助成金の取り扱いが平成 29 年 5 月から変わり、これまで暫定支給決定の方は対象者として認められていなかったのが認められるようになる。準備が整い次第、切り替え切り替えの時期にスタートできればと思っている。

(会長)

今後、就労継続支援 A 型事業所に対して規制がかけられていくという事か。

(事務局)

規制という事ではなく、一般就労を目指していくため、適正な労働と適正な賃金になっていくというもの。一般就労が可能な方には一般就労に移行できるような態勢を整えていくという事。

(会長)

就労継続支援 A 型については、質の向上が図られ、利用者に対して適切なサービスが提供されることで、一般就労への移行についてますます進められていくことになる。

(会長)

以上で議題を終わらせていただく。

それでは、これで第 2 回富山市障害者自立支援協議会を閉会する。